

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公布について

1 改正の要点

- (1) 土壌基準(規則別表第1(第1条、第7条、第11条、第16条、第21条))の変更
 - ・全シアン、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、PCB、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ふっ素及び1,4-ジオキサンの測定方法の変更
 - ・シス-1,2-ジクロロエチレンの項目を1,2-ジクロロエチレンに変更
 - ・1,2-ジクロロエチレンの測定方法
- (2) 水質基準(規則別表第2(第8条、第20条))の変更
 - ・全シアン、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、PCB、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ふっ素及び1,4-ジオキサンの測定方法の変更

※基準値及び測定方法は「和歌山県報 平成31年3月29日号外(13)」を参照願います。

2 改正の理由

土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正(平成30年環境省告示第77号及び平成31年環境省告示第48号)及び水質汚濁に係る環境基準についての一部改正(平成31年環境省告示第46号)に伴い、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理方法に関する条例施行規則別表第1及び別表第2に定める特定有害物質の項目及び測定方法を改正するため。